

税

年金を受給している65歳以上の方  
特別徴収制度について

平成24年4月1日現在、65歳以上の方で、年金の所得に対して市民税・県民税が課税される場合、年金からの特別徴収制度（年金支給額から市民税・県民税を天引きして納付する制度）により、市民税・県民税を納付していただくこととなります。

この制度は地方税法第321条7の2の規定に基づき実施されているもので、個人の選択による徴収方法の変更はできません。

なお、この制度はあくまでも徴収方法を変更するものであり、市民税・県民税の計算方法が変更になったわけではありません。

●特別徴収の対象者

- ・前年中に公的年金の支払いを受け、かつ4月1日に公的年金などの支払いを受けている方
- ・4月1日現在、65歳以上の方
- ・遺族年金、障害者年金以外の老齢基礎年金などの支給年額が18万円以上の方

・市の行う介護保険の保険料が年金から特別徴収（天引き）されている方

●特別徴収の対象となる年金

老齢または退職を支給事由とする公的年金

●特別徴収される税額

公的年金所得にかかる所得割額と均等割額。

※給与所得や農業所得などの公的年金以外の所得がある場合は、その分にかかる税額は除かれます。

●税額などの通知

年金から特別徴収される金額は、送付されている「平成24年度市民税・県民税税額決定・納税通知書」に記載がありますので、ご確認いただくか、税務課市民税係までお問い合わせください。

●特別徴収の方法

○特別徴収開始1年目の方（昭和21年4月2日から昭和22年4月1日生まれの方）

年金の前半と後半で徴収方法が異なります。

【前半】年金にかかる年税額の半分の金額を2回に分け、6月、8月に普通徴収（市役所または金融機関などで納付書により納める方法）により納付。

【後半】残った年税額を3回に分け、10月、12月、2月に支給される公的年金から特別徴収。

○特別徴収2年目以降の方（昭和21年4月1日以前生まれの方）

年6回の公的年金等支給時に特別徴収となりますが、前半の3回は仮特別徴収税額の徴収となります。

【前半】平成23年10月から翌年3月の間に特別徴収で天引きされた額に相当する額を3回に分け、4月、6月、8月に支給される公的年金から特別徴収。

【後半】平成24年分年税額から仮特別徴収税額を差し引いた残りの税額

●年金特別徴収の停止

次のいずれかに該当する場合、年金からの特別徴収は停止となります。

- ・特別徴収対象年金の給付を受けなくなった場合
- ・対象者が転出、死亡した場合
- ・市の行う介護保険の特別徴収被保険者でなくなった場合
- ・年度途中で公的年金などにかかる所得から算出される市民税・県民

税額が変更となった場合

※年金からの特別徴収が停止され、市民税・県民税の未納額が生じた場合は普通徴収に切り替わり、市から納付書が送付されます。お手元に届きましたら納付書で納付をお願いします。

※不明な点は税務課市民税係までお問い合わせください。

■問い合わせ B-1階

税務課市民税係  
TEL (23) 8725

特別徴収方法例

●特別徴収開始1年目の方

公的年金所得にかかる年税額が60,000円の場合

期別および支給月	年税額の1/2を普通徴収		年税額の1/2を年金支給額から特別徴収		
	1期(6月)	2期(8月)	公的年金(10月支給分)	公的年金(12月支給分)	公的年金(2月支給分)
年税額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

●特別徴収開始2年目以降の方

公的年金所得にかかる年税額が63,000円の場合

年金支給月	仮特別徴収税額を特別徴収			年税額から仮特別徴収税額を差し引いた額を特別徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
年税額	10,000円	10,000円	10,000円	11,000円	11,000円	11,000円
算出方法	前年度の特別徴収額			10月以降の支給月は、年税額(63,000円)から仮特別徴収税額(30,000円)を差し引いた額33,000円を3回で徴収		